○総務省告示第二百三十九号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、平成十七年総務省告示第二百三十六号（人工衛星によるデジタル放送に係る有料放送役務標準契約約款を定めた件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日　　総務大臣　片山　善博

○総務省告示第二百四十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更し、平成二十三年六月二十九日から施行することとしたので、公示する。

平成二十三年六月二十九日　　総務大臣　片山　善博

第１の２の表中「放送法（昭和25年法律第132号）第２条第３号の２に規定する放送事業者」を「放送法（昭和25年法律第132号）第２条第23号に規定する基幹放送事業者又は同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者」に改める。

第２の第１表中

526.5—1606.5	放送　Ｊ13	放送用	放送用への割当ては、別表１－１による。

を

526.5—1606.5	放送　Ｊ13　Ｊ13Ａ	放送用	放送用への割当ては、別表１－１による。

に、

3900—3950	航空移動	公共業務用 一般業務用	
	放送	放送用	

を

3900—3950	航空移動	公共業務用 一般業務用	
	放送　Ｊ13Ａ	放送用	

に、

5900—5950 Ｊ24　Ｊ25	放送	放送用	
5950—6200	放送	放送用	

を

5900—5950 Ｊ24　Ｊ25	放送　Ｊ13Ａ	放送用	
5950—6200	放送　Ｊ13Ａ	放送用	

に、

7200—7300	放送	放送用	
7300—7350 Ｊ24	放送	放送用	
7350—7450 Ｊ27Ａ	放送	放送用	

を

7200—7300	放送　Ｊ13Ａ	放送用	
7300—7350 Ｊ24	放送　Ｊ13Ａ	放送用	
7350—7450 Ｊ27Ａ	放送　Ｊ13Ａ	放送用	

に、

9400—9500 Ｊ24	放送	放送用	
9500—9900	放送	放送用	

を

9400—9500 Ｊ24	放送　Ｊ13Ａ	放送用	
9500—9900	放送　Ｊ13Ａ	放送用	

に、

11600—11650 Ｊ24	放送	放送用	
11650—12050	放送	放送用	
12050—12100 Ｊ24	放送	放送用	

を

11600—11650 Ｊ24	放送　Ｊ13Ａ	放送用	
11650—12050	放送　Ｊ13Ａ	放送用	
12050—12100 Ｊ24	放送　Ｊ13Ａ	放送用	

に、

13570—13600 Ｊ24	放送	放送用	
13600—13800	放送	放送用	
13800—13870 Ｊ24	放送	放送用	

を

13570—13600 Ｊ24	放送　Ｊ13Ａ	放送用	
13600—13800	放送　Ｊ13Ａ	放送用	
13800—13870 Ｊ24	放送　Ｊ13Ａ	放送用	

に、

15100—15600	放送	放送用	
15600—15800 Ｊ24	放送	放送用	

を

15100—15600	放送　Ｊ13Ａ	放送用	
15600—15800 Ｊ24	放送　Ｊ13Ａ	放送用	

に、